

「第45回全国育樹祭」広報委託業務 仕様書

1 業務の目的

本業務は、令和4年に本県で開催される第45回全国育樹祭の認知度向上及び開催理念や開催方針等を広く県民に周知することを目的としたものである。

2 業務内容

(1) シティドレッシングによる情報発信

ア JR大分駅が有する媒体への広告

- ・目的：第45回全国育樹祭及び開催記念行事の開催周知
- ・期間：令和4年9月～11月13日（2ヶ月間以上の掲出とする。）

イ 大分市内商店街が有する媒体への広告

- ・目的：第45回全国育樹祭及び開催記念行事の開催周知
- ・期間：令和4年9月～11月13日（2ヶ月間以上の掲出とする。）

(2) 自由提案による情報発信

ア その他媒体を活用した広報（新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、WEBの活用やラッピングバスなどのシティドレッシングを組み合わせる等、上限額の範囲内で、本事業の効果を高めると思われる広報を実施すること。）

3 業務の進め方

- (1) 受託者は業務に先立ち業務工程表・業務実施体制計画等を作成し、委託者の承認を得て業務を実施すること。
- (2) 受託者は、委託者の意図及び目的を十分理解した上で、本業務を総括する責任者及び適正な人員を配置し、委託者との連絡・調整を密にしつつ、効率的に業務を進めること。
- (3) 適切な業務実施体制と業務工程により業務を実施することとし、業務の実施にあたっては、進捗状況及び今後の進め方等を委託者に逐次報告するほか、必要に応じて委託者と打ち合わせを行うこと。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、その都度委託者の指示を受けて処理すること。
- (5) 受託者は、委託者から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合は速やかに提出すること。また、委託者からの要請に応じて、別途開催される会議等がある場合には、必要な資料を提供し、必要に応じて出席すること。

4 打合せ・協議

必要に応じ随時実施するものとする。打合せ内容・結果の整理は、受託者が行う。

5 報告書作成

作成に当たっては、情報発信にかかる広告換算額や掲載紙面などを記入のうえ効果がわかるように作成すること。

6 成果物の著作権等

広告物については、受託者から大分県に無償譲渡するものとし、著作権は大分県に帰属するものとする。使用にあたっては、大分県が無償で永続的に使用できるものとする。

7 成果物

業務報告書	1部
情報発信実績データ（マスコミ放映等データ）	1部
広告物（動画、ポスター等デザインデータ）	一式